

## 国家税務総局

### 『企業所得税優遇政策事項取扱弁法』を公布することについての公告

#### 企業所得税優遇の認可手続きを「事後届出制」に移行

中国トランザクションバンキング部

国家税務総局は2015年11月12日付けで『企業所得税優遇政策事項取扱弁法』を公布することについての公告(国家税務総局公告 2015年第76号、以下略称「76号公告」)を公布しました。76号公告では、公告の附属資料に示される優遇税制事項55項目について審査認可手続きを「事後届出制」とする旨が記載されています。多岐に渡る優遇税制事項を一覧表に示すことで、企業が把握しづらいとされてきた税務面での優遇政策の活用が期待され、2015年度および以降の年度の企業所得税優遇政策事項に適用されます。

#### 1. 背景

近年、新たに公布される優遇税制政策については、そのほとんどが事前備案(届出)を必要とせず、企業が優遇税制の適合性を自主的に判断して優遇を享受する方法が採用され、税務機関は各企業による適用が妥当であるか否かを事後検査する方向へと改革が進められています。今回の76号公告も、「事前の行政審査・認可手続きを削減する一方、事後モニタリングを強化する」という近年の行政改革の方向性に沿うものです。

#### 2. 76号公告の内容

76号公告の概要は以下の通りです。

【図表1 76号公告概要】

項目	内容
①適用可能企業	企業所得税法に規定される居住者企業
②適用範囲	企業所得税法で規定した優遇事項及び、税法が授権した国务院と民族自治地方が制定した優遇事項 (公告の附属資料に記載のある優遇事項55項目)
③適用時期	2015年度及びそれ以降の年度
④保管資料	事後検査に備え、契約・証書等の資料を保管しなければならない。 公告の附属資料において、優遇項目毎に具体的な保管資料を規定。
⑤資料の保管期限	優遇享受後10年間 (税法規定と会計処理に差異のある場合、優遇期間終了後から10年間)
⑥備案(届出)のタイミング	年度の確定申告時までには備案 但し税務機関は必要に応じて事前備案を要求することも可能 (第18条ご参照)
⑦備案方式	税務機関に直接備案をする方法とインターネットを用いた備案方法の2種類。紙ベースの附属資料がある場合には、税務機関で直接備案を実施する必要あり。

⑧地域を跨いで経営し合算納税を行う企業の対応	各分支機構が一部区域性的の税収優遇を享受している場合、二級分支機構によって主管税務機関に備案する。総機構は各分支機構が享受している税収優遇を集計・リスト化し、年度納税申告とあわせて主管税務機関に提出する。(第14条ご参照)
------------------------	---

附属資料内の55の優遇項目から一般事業法人与関連性が高いと思われる項目を以下に抜粋します。

【図表2 附属資料より主要優遇事項抜粋】

番号	優遇事項名称	概要
3	条件に合致する居住者企業間の配当等の權益性投資収益の企業所得税免税	居住者企業のその他居住者企業への直接投資により得られた權益性投資(配当・株式利息等)について、企業所得税を免除する。(例:投資性公司が出資先企業より得た配当金等)
16	農業・林業・畜産・漁業プロジェクトについて所得減免の上、企業所得税徴収	農業・林業・畜産業・漁業に関わるプロジェクトによる所得を減免の上、企業所得税徴収
17	国家が重点的に支援する公共インフラプロジェクトの投資経営による所得の企業所得税定期減免	港湾、空港、鉄道、道路、公共交通、電力、水力等のプロジェクトの投資経営による所得の企業所得税について、1年目から3年目までを全免、4年目から6年目までを半免する
19	条件に合致する技術譲渡所得の企業所得税徴収減免	技術譲渡による所得の企業所得税について 500万元を超えない部分:全免 500万元を超える部分:半免
24	条件に合致する小型薄利企業の企業所得税徴収減免	年度の所得が30万元以下の小型薄利企業はその所得を50%減額し、20%の税率で企業所得税の納付が可能
25	国家が必要とし、重点支援するハイテク企業の企業所得税の減額徴収	国家が必要とし、重点支援するハイテク企業は、所得税率を15%とし企業所得税を納税することが可能
27	経済特区及び上海浦東新区に新設したハイテク企業が区内で得た所得に対し企業所得税定期減免	経済特区及び上海浦東新区に2008年1月1日以降に登記された国家が必要とするハイテク企業は、1年目から2年目までは企業所得税全免、3年目から5年目までは25%の法定税率で計算し、税額を半免する
33	技術先進型サービス企業の企業所得税を減額徴収	北京、天津、上海、重慶、大連、深圳、広州、武漢、ハルビン、成都、南京、西安、済南、杭州、合肥、南昌、長沙、大慶、蘇州、無錫、厦門等21の都市で認定された技術先進型サービス企業は15%の企業所得税率を適用できる
46	条件に合致するソフトウェア企業の企業所得税定期減免	国内のソフトウェア企業は1年目から2年目まで企業所得税全免、3年目から5年目までは25%の所得税率で計算し、半免する

49	西部地区設立の奨励類業種 企業の企業所得税減額徴収	西部地区において設立された奨励類業種の企業は 15%の所得 税率を適用できる
51	広東横琴、福建平潭、深圳 前海等の地区の奨励類業種 企業の企業所得税減額徴収	広東横琴、福建平潭、深圳前海の奨励類業種の企業は 15%の 所得税率を適用できる
53	固定資産またはソフトウェア 購入の加速減価償却または 償却	一部の生産設備(最短3年)、購入したソフトウェア(最短2年)の 加速減価償却を認める
54	固定資産減価償却の加速ま たは一括償却	企業が購入した固定資産に対して、条件によって一括償却・加速 償却を認める

### 3. 企業への影響

従来、優遇税制の適用を受けるためには事前に備案が必要であった事項についても、本件公告により事前の備案は廃止され、企業独自の判断によって優遇を採用できるようになりました。一方で、税務機関には事後管理を確りと行うよう求める内容が盛り込まれており、不当な優遇享受については追徴・延滞金が課されることとなりますので注意が必要です。優遇を採用する際には慎重な自主判断が必要となり、事後検査に備えた妥当な資料の保存も必要となりますので、税理士等の専門家への事前のご相談をお勧めします。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家税务总局 关于发布《企业所得税优惠政策事项办理办法》的公告 国家税务总局公告 2015 年第 76 号</p> <p>为转变政府职能，优化纳税服务，提高管理水平，有效落实企业所得税各项优惠政策，国家税务总局制定了《企业所得税优惠政策事项办理办法》，现予以发布。 特此公告。</p> <p>附件 1. 企业所得税优惠事项备案管理目录（2015 年版） 2. 企业所得税优惠事项备案表 3. 汇总纳税企业分支机构已备案优惠事项清单</p> <p>国家税务总局 2015 年 11 月 12 日 <b>企业所得税优惠政策事项办理办法</b></p> <p><b>第一条</b> 为落实国务院简政放权、放管结合、优化服务要求，规范企业所得税优惠政策事项（以下简称优惠事项）办理，根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例（以下简称企业所得税法）、《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则（以下简称税收征管法）、《国家税务总局关于发布〈税收减免管理办法〉的公告》（国家税务总局公告 2015 年第 43 号）制定本办法。</p> <p><b>第二条</b> 本办法所称税收优惠，是指企业所得税法规定的优惠事项，以及税法授权国务院和民族自治地方制定的优惠事项。包括免税收入、减计收入、加计扣除、加速折旧、所得减免、抵扣应纳税所得额、减低税率、税额抵免、民族自治地方分享部分减免等。 本办法所称企业，是指企业所得税法规定的居民企业。</p>	<p>国家税務総局 『企業所得税優遇政策事項取扱弁法』を公布することについての公告 国家税務総局公告 2015 年第 76 号</p> <p>政府の職能を転換し、納税サービスを最適化し、管理レベルを高め、企業所得税の各優遇政策を有効に具体化するため、国家税務総局が制定した『企業所得税優遇政策事項取扱弁法』をここに公布する。 ここに公告する。</p> <p>附属資料 1. 企業所得税優遇事項備案(届出)管理リスト(2015 年版) 2. 企業所得税優遇事項備案表 3. 合算納税企業分支機構の備案済の優遇事項集計リスト</p> <p>国家税務総局 2015 年 11 月 12 日 <b>企業所得税優遇政策事項取扱弁法</b></p> <p><b>第一条</b> 國務院の政務簡素化と権限委譲を具体化し、管理開放を統合し、サービスの要求を最適化するため、企業所得税優遇政策事項（以下略称 優遇事項）取扱を規範化する。『中華人民共和國企業所得税法』及びその実施条例（以下略称 企業所得税法）、『中華人民共和國稅收徵收管理法』及びその實施細則（以下略称 稅收徵管法）、『國家稅務總局〈稅收減免管理弁法〉を公布することについての公告』（國家稅務總局公告 2015 年第 43 号）に基づいて本弁法を制定する。</p> <p><b>第二条</b> 本弁法でいう所の稅收優遇とは、企業所得税法で規定した優遇事項、及び稅法が授權した國務院と民族自治地方が制定する優遇事項を指す。免税收入、減算收入、加算控除、加速度償却、所得減免、納税所得額の控除、稅率低減、稅額控除、民族自治地方共有の一部減免等を含む。</p> <p>本弁法でいう所の企業とは、企業所得税法で規定した居住者企業を指す。</p>

**第三条** 企业应当自行判断其是否符合税收优惠政策规定的条件。凡享受企业所得税优惠的，应当按照本办法规定向税务机关履行备案手续，妥善保管留存备查资料。留存备查资料参见《企业所得税优惠事项备案管理目录》（以下简称《目录》，见附件1）。税务总局编制并根据需要适时更新《目录》。

**第四条** 本办法所称备案，是指企业向税务机关报送《企业所得税优惠事项备案表》（以下简称《备案表》，见附件2），并按照本办法规定提交相关资料的行为。

**第五条** 本办法所称留存备查资料，是指与企业享受优惠事项有关的合同（协议）、证书、文件、会计账册等资料。具体按照《目录》列示优惠事项对应的留存备查资料执行。

省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局（以下简称省税务机关）对《目录》列示的部分优惠事项，可以根据本地区的实际情况，联合补充规定其他留存备查资料。

**第六条** 企业对报送的备案资料、留存备查资料的真实性、合法性承担法律责任。

**第七条** 企业应当不迟于年度汇算清缴纳税申报时备案。

**第八条** 企业享受定期减免税，在享受优惠起始年度备案。在减免税起止时间内，企业享受优惠政策条件无变化的，不再履行备案手续。企业享受其他优惠事项，应当每年履行备案手续。

企业同时享受多项税收优惠，或者某项税收优惠需要分不同项目核算的，应当分别备案。主

**第三条** 企業は自ら税収優遇政策規定の条件に合致するかどうかを判断しなければならない。一般的に企業所得税優遇を享受する場合、本弁法の規定に基づいて税務機関に対して備案（届出）手続を履行し、検査に備え、妥当に資料を保管しなければならない。検査に備えて保存する資料は『企業所得税優遇事項備案管理リスト』（以下略称『リスト』、附属資料1参照）を参照すること。税務総局は『リスト』を制定し必要に応じて適時更新する。

**第四条** 本弁法でいう所の備案とは、企業が税務機関に対して『企業所得税優遇事項備案表』（以下略称『備案表』、附属資料2参照）を報告送付し、あわせて本弁法の規定に基づいて関連する資料を提出する行為を指す。

**第五条** 本弁法でいう所の検査に備えて保存する資料とは、企業が優遇事項を享受することに関連する契約（協議）、証書、文書、会計帳簿等の資料を指す。具体的には『リスト』に示される、優遇事項に対応した検査に備えて保存する資料を参照し執行すること。

省、自治区、直辖市と計画単列市国家税務局、地方税務局（以下略称 省税務機関）は『リスト』に示される一部の優遇事項に対して、本地区の実際の状況に基づいて、その他検査に備えた保存資料を共同で補足、規定することができる。

**第六条** 企業は報告送付した備案資料、検査に備えて保存した資料の真実性・合法性に対して法律上の責任を引き受ける。

**第七条** 企業は年度の確定申告時に遅れることなく、備案を行わなければならない。

**第八条** 企業は定期的に税の減免を享受する場合、優遇の享受を開始する年度に備案する。税の減免の開始から停止までの期間内において、企業が享受する優遇政策条件に変化がない場合、再度の備案手続は行わない。企業がその他優遇事項を享受する場合、毎年備案手続を履行しなければならない。

企業が同時に複数の税収優遇を享受、あるいはいずれかの税収優遇が同一でない項目計算を必要とする場合、分別して備

要包括：研发费用加计扣除、所得减免项目，以及购置用于环境保护、节能节水、安全生产等专用设备投资抵免税额等优惠事项。

定期减免税事项，按照《目录》优惠事项“政策概述”中列示的“定期减免税”执行。

**第九条** 定期减免税优惠事项备案后有效年度内，企业减免税条件发生变化的，按照以下情况处理：

（一）仍然符合优惠事项规定，但备案内容需要变更的，企业在变化之日起15日内，向税务机关办理变更备案手续。

（二）不再符合税法有关规定的，企业应当主动停止享受税收优惠。

**第十条** 企业应当真实、完整填报《备案表》，对需要附送相关纸质资料的，应当一并报送。税务机关对纸质资料进行形式审核后原件退还企业，复印件税务机关留存。

企业享受小型微利企业所得税优惠政策、固定资产加速折旧（含一次性扣除）政策，通过填写纳税申报表相关栏次履行备案手续。

**第十一条** 企业可以到税务机关备案，也可以采取网络方式备案。按照本办法规定需要附送相关纸质资料的企业，应当到税务机关备案。备案实施方式，由省税务机关确定。

**第十二条** 税务机关受理备案时，审核《备案表》内容填写是否完整，附送资料是否齐全。具体按照以下情况处理：

（一）《备案表》符合规定形式，填报内容完整，附送资料齐全的，税务机关应当受理，在《备

案しなければならない。主要なものには以下を含む：研究開発費用加算控除、所得減免項目、及び環境保護、省エネ節水、安全生産等の為に購入した専用設備投資の納税控除額等の優遇事項。

定期的な減免税事項は、『リスト』の優遇事項“政策概述”中に示される“定期減免税”に基づいて執行すること。

**第九条** 定期的な減免税優遇事項の備案後、有効年度内に企業減免税条件に変化が発生した場合、以下状況に沿って処理すること：

（一）依然として優遇事項の規定には合致するものの、備案内容に変更が必要な場合、企業は変化のあった日から15日以内に、税務機関に対して変更備案手続を行う。

（二）税法関連規定に合致しない場合、企業は自ら税收優遇享受の停止をせねばならない。

**第十条** 企業は真実を完全に『備案表』に記入しなければならない。関連の紙ベース資料の添付・送付が必要な場合、あわせて報告・送付しなければならない。税務機関は紙ベースの資料に対する法定形式の適合審査を行った後に、企業に原本を返却し、コピーを税務機関で保存する。

企業が小型薄利企業所得税優遇政策、固定資産加速度償却（一括控除を含む）政策を享受する場合、納税申告表の関連する欄への入力を通して備案手続を履行する。

**第十一条** 企業は税務機関で備案ができ、また、インターネットの方式でも備案ができる。本弁法の規定に基づいて、関連の紙ベース資料の添付・送付が必要な企業は、税務機関において備案しなければならない。

備案実施方式は、省税務機関によって確定する。

**第十二条** 税務機関は備案を受理した際、『備案表』の記入内容が完全に整っているか否か、附属送付資料が全て揃っているか否かを審査する。具体的には以下状況に基づいて処理する。

（一）『備案表』が法定形式に合致し、記入内容が完全であり、附属送付資料が整っている場合、税務機関は受理し、『備案

案表》中标注受理意见，注明日期，加盖专用印章。

(二)《备案表》不符合规定形式，或者填报内容不完整，或者附送资料不齐全的，税务机关应当一次性告知企业补充更正。企业对《备案表》及附送资料补充更正后符合规定的，税务机关应及时受理备案。

对于到税务机关备案的，税务机关应当告知受理意见。对于网络方式备案的，税务机关收到电子备案信息起2个工作日内告知受理意见。

**第十三条** 对于不符合税收优惠政策条件的优惠事项，企业已经申报享受税收优惠的，应当予以调整。

**第十四条** 跨地区（省、自治区、直辖市和计划单列市）经营汇总纳税企业（以下简称汇总纳税企业）的优惠事项，按以下情况办理：

(一) 分支机构享受所得减免、研发费用加计扣除、安置残疾人员、促进就业、部分区域性税收优惠（西部大开发、经济特区、上海浦东新区、深圳前海、广东横琴、福建平潭），以及购置环境保护、节能节水、安全生产等专用设备投资抵免税额优惠，由二级分支机构向其主管税务机关备案。其他优惠事项由总机构统一备案。

(二) 总机构应当汇总所属二级分支机构已备案优惠事项，填写《汇总纳税企业分支机构已备案优惠事项清单》（见附件3），随同企业所得税年度纳税申报表一并报送其主管税务机关。

同一省、自治区、直辖市和计划单列市内跨地区经营的汇总纳税企业优惠事项的备案管理，由省税务机关确定。

表』に受理意見を表記し、日付を明記し、専用の印章を押印しなければならない。

(二)『備案表』が法定形式に合致していない、あるいは記入内容が不完全、あるいは附属送付資料が完全でない場合、税務機関は一括で企業に補充修正を告知しなければならない。企業が『備案表』及び附属送付資料に対して補充修正した後、規定に合致する場合、税務機関は遅滞無く備案を受理しなければならない。

税務機関で備案する場合、税務機関はその場で受理意見を告知しなければならない。インターネット方式での備案の場合、税務機関は電子備案情報を受け取ってから2営業日以内に受理意見を告知する。

**第十三条** 税收優遇政策条件に合致しない優遇事項について、企業が既に申告を経て税收優遇を享受している場合、調整を行わなければならない。

**第十四条** 地区（省、自治区、直辖市和計画単列市）を跨いで経営し、合算納税している企業（以下略称 合算納税企業）の優遇事項は、以下状況に基づいて取扱う：

(一) 分支機構が所得減免、研究開発費用加算控除、障害のある人員の雇用、就業促進、一部区域性的の税收優遇（西部大開發、經濟特區、上海浦東新区、深圳前海、廣東橫琴、福建平潭）、および環境保護、省エネ節水、安全生産等の専用設備購入の免税優遇を享受する場合、二級分支機構によってその主管税務機関に備案する。その他優遇事項は本部により統一して備案する。

(二) 本部は所属する二級分支機構が既に備案した優遇事項を集計し、『合算納税企業分支機構の備案済の優遇事項の集計リスト』（附属資料3参照）に記載し、企業所得税年度納税申告表とあわせてその主管税務機関に報告送付する。

同一省、自治区、直辖市と計画単列市内で地区を跨いで経営する合算納税企業の優遇事項の備案管理は、省の税務機関によって確定する。

**第十五条** 企业应当按照税务机关要求限期提供留存备查资料，以证明其符合税收优惠政策条件。

企业不能提供留存备查资料，或者留存备查资料与实际生产经营情况、财务核算、相关技术领域、产业、目录、资格证书等不符，不能证明企业符合税收优惠政策条件的，税务机关追缴其已享受的减免税，并按照税收征管法规定处理。

企业留存备查资料的保存期限为享受优惠事项后10年。税法规定与会计处理存在差异的优惠事项，保存期限为该优惠事项有效期结束后10年。

**第十六条** 企业已经享受税收优惠但未按照规定备案的，企业发现后，应当及时补办备案手续，同时提交《目录》列示优惠事项对应的留存备查资料。税务机关发现后，应当责令企业限期备案，并提交《目录》列示优惠事项对应的留存备查资料。

**第十七条** 税务机关应当严格按照本办法规定管理优惠事项，严禁擅自改变税收优惠管理方式，不得以任何理由变相实施行政审批。同时，要全方位做好对企业税收优惠备案的服务工作。

**第十八条** 税务机关发现企业预缴申报享受某项税收优惠存在疑点的，应当进行风险提示。必要时，可以要求企业提前履行备案手续或者进行核查。

**第十九条** 税务机关应当采取税收风险管理、稽查、纳税评估等后续管理方式，对企业享受税收优惠情况进行核查。

**第十五条** 企業は税務機関の要求した期限に基づいて、検査に備えて保存した資料を提供し、税收優遇政策の条件に合致することを証明しなければならない。

企業が検査に備えて保存した資料を提供できない、あるいは検査に備えて保存した資料と実際の生産経営状況、財務計算、関連する技術領域、産業、リスト、資格証書等が合致せず、税收優遇政策条件に合致することを証明できない場合、税務機関はその既に享受した減免税を追徴し、あわせて税收徴管法の規定に基づいて処理する。

企業が検査に備えて保存する資料の保存期限は優遇事項の享受後10年とする。税法規定と会計処理に差異が存在する優遇事項は、保存期限を当該優遇事項の有効期限終了後10年とする。

**第十六条** 企業は既に税收優遇を享受しているにもかかわらず、規定に基づいて備案していない場合、企業が発見した後、遅滞無く備案手続きを行い、同時に『リスト』に示された優遇事項に対応した検査に備えて保存した資料も提出する。税務機関は発見後、企業に備案期限を示し、あわせて『リスト』に示された優遇事項に対応した検査に備えて保存した資料を提出することを命じなければならない。

**第十七条** 税務機関は厳格に本弁法の規定に基づいて優遇事項を管理しなければならない、税收優遇管理方式を勝手に改変することを厳に禁ずる。いかなる理由をもってしても、形を変えた行政審査を行ってはならない。同時に、企業税收優遇備案のサービス業務に対するすべてにおいて適切に業務を行わなければならない。

**第十八条** 税務機関は企業の何らかの税收優遇を享受した預納申告に疑問点があることを発見した場合、リスク提示を行わなければならない。必要な時は、企業に事前備案手続きを要求、あるいは調査の実施をすることができる。

**第十九条** 税務機関は税收リスク管理、査察、納税評価等の事後管理方式を採用し、税收優遇を享受する企業の状況について調査を実行しなければならない。

<p><b>第二十条</b> 税务机关后续管理中,发现企业已享受的税收优惠不符合税法规定条件的,应当责令其停止享受优惠,追缴税款及滞纳金。属于弄虚作假的,按照税收征管法有关规定处理。</p>	<p><b>第二十条</b> 税務機関の事後管理において、既に税收優遇を享受した企業が税法規定条件に合致しないことを発見した場合、その優遇享受の停止を命じ、税金及び滞納金を追徴しなければならない。虚偽に属するものである場合、税收徴管法の関連規定に基づいて処理する。</p>
<p><b>第二十一条</b> 本办法施行前已经履行审批、审核或者备案程序的定期减免税,不再重新备案。</p>	<p><b>第二十一条</b> 本弁法の施行前、既に審査認可或は備案手続きを履行した定期減免税は、新たに備案を行わない。</p>
<p><b>第二十二条</b> 本办法适用于2015年及以后年度企业所得税优惠政策事项办理工作。</p>	<p><b>第二十二条</b> 本弁法は2015年及び以降の年度の企業所得税優遇政策事項取扱業務に適用する。</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室